

改定前	改定後
ValueDoor 利用規定 (2025 年 3 月改定)	ValueDoor 利用規定 (2025 年 5 月改定)
記載なし	ValueDoor お届け情報変更サービス利用規定(2025 年 5 月制定) ValueDoor お届け情報変更サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスとして、「Trunk アカウント規定」に定める Trunk アカウント契約者その他の当行所定の利用資格を有する者(以下「本利用資格保有者」といいます)を対象に提供する「お届け情報変更サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスの利用を希望する本利用資格保有者は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし(かかる本利用資格保有者を以下「契約者」といいます)、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。 第1条 お届け情報変更サービスの内容等 (1)お届け情報変更サービスの内容 お届け情報変更サービスは、契約者において、対象口座(後記第2条(4)に定義します。以下同じ)の対象情報(後記第2条(5)に定義します。以下同じ)にかかる届出内容の変更を希望する場合に、本規定に従いその変更を依頼することができるサービスをいいます。 なお、当行は本サービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、当行は契約者による本サービスの利用の全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。 (2)利用環境 インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、

契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

(3) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第2条 本サービスの利用

(1) 利用資格

本サービスは、本利用資格保有者のみ利用可能です。本サービスは無償で利用できるものとします。なお、本利用資格保有者は、「ValueDoor 諸手続受付サービス利用規定」に定める ValueDoor 諸手続受付サービスを利用することができないものとします。

(2) 利用者の権限設定

本サービスは、管理専用 ID ならびに本サービスの利用にかかる当行所定の権限(以下、管理専用 ID に付帯する本サービスの利用にかかる権限を含め、「本利用権限」といいます)が設定された管理専用 ID(副)および利用者 ID(それら ID には、自動的に本利用権限が設定されていることがあります)を通じてのみ利用することができるものとし、本サービスを利用させる管理専用 ID(副)および利用者 ID に関しては、契約者は、自動的に本利用権限が設定されている場合を除き、本サービスの利用に先立って、それら ID 毎に当行所定の方法で本利用権限を設定するものとします。

(3) 利用方法

契約者は、対象情報にかかる届出内容の変更を希望する場合、本利用権限のある ID を通じて、当行所定のインターネットサイト上で変更後の届出内容を入力する等当行所定の手続(利用者 ID を通じて行う場合における管理専用 ID または管理専用 ID(副)を通じた承認のための手続を含みます)を実施してその変更を依頼するものとします。当行は、当行所定の確認を行った上で当該依頼を受け付けることとする場合(前記第2条(1)に定める利用資格その他の同条所定の条件を充足する場合でも、当行は当該依

頼を受け付けないことがあります)には、届出内容を変更するものとします。

(4)利用口座

本サービスを利用可能な口座(以下「対象口座」といいます)は、契約者の ValueDoor 申込代表口座及び ValueDoor 申込代表口座と同一支店に同一名義にて開設された預金口座に限定するものとします。

(5)変更可能な情報

本サービスにより変更可能な情報(以下「対象情報」といいます)は、契約者において対象口座に関し当行に届け出ている住所、電話番号、代表者、口座名義とします。なお、本サービスにより代表者または口座名義について変更を依頼する際は、併せて当行所定の方法で届出印の変更についても依頼することを要するものとし、かかる届出印の変更依頼がなされない場合には、当行は、本サービスによる代表者および口座名義の変更依頼ならびに当該依頼と併せてなされる住所または電話番号の変更依頼を受け付けないことができるものとします。

第3条 本人確認

本サービスの利用に関する本人確認手段・方法は、「ValueDoor 利用規定」に定める当行所定の本人確認手段・方法が適用されるものとします。

第4条 免責事項

契約者は、本サービスを利用させる管理専用 ID (副)および利用者 ID 毎に本利用権限を適切に設定するものとします。契約者が本利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第5条 サービスの停止・廃止

(1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2)前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第6条 ValueDoor の利用停止等による効果

- (1)本サービスは、ValueDoor の基本サービスです。契約者につき「ValueDoor 利用規定」に基づく契約が解約されまたは ValueDoor が休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。
- (2)前項の本サービスの停止または終了の場合、その原因となる契約の解約等が当行の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害(停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます)については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第7条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、「ValueDoor 利用規定」により取り扱います。

第8条 規定の変更等

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、

	当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。
記載なし	ValueDoor 口座解約受付サービス利用規定(2025 年 5 月制定) ValueDoor 口座解約受付サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスとして、「Trunk アカウント規定」に定める Trunk アカウント契約者その他の当行所定の利用資格を有する者(後記第2条(4)に定義する対象口座以外の預金口座の名義人でないことを含み、以下「本利用資格保有者」といいます)を対象に提供する「口座解約受付サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスの利用を希望する本利用資格保有者は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし(かかる本利用資格保有者を以下「契約者」といいます)、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。 第1条 口座解約受付サービスの内容等 (1)口座解約受付サービスの内容 口座解約受付サービスは、契約者において、対象口座等(後記第2条(4)に定義します。以下同じ)について一括して解約することを希望する場合に、「普通預金規定」11(解約等)(1)の定めその他の当行が制定する各種規定上の対象口座を解約するために預金者が行うべき手続きにかかる定めとして当行が所定するものに従うことなく本規定に従いその解約を依頼することができるサービスをいいます。 なお、当行は本サービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、当行は契約者による本サービスの利用の全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。 (2)口座解約時の口座残高等の取り扱い

本サービスの利用により対象口座等の解約がなされるに際して、対象口座に口座残高および当該解約時までの経過期間にかかる利息(以下併せて「残高等」といいます)が残存する場合における当該残高等の契約者に対する返還は、「普通預金規定」5(預金の払戻し)(1)の定めその他の当行が制定する各種規定上の対象口座にかかる預金を払い戻すために預金者が行うべき手続にかかる定めとして当行が所定するものにかかわらず、残高等振込先口座(後記第2条(3)に定義します。以下同じ)へ振り込む方法により行われるものとし、当行が別途認める場合を除いて、他の方法によることはできません。なお、かかる振込は、対象口座等に関して、引落し未済の手数料(口座番号等の相違その他の事情により組戻や残高等振込先口座の指定変更を必要とする場合における当行所定の手数料を含みます)がある場合における当該手数料の控除後になお余剰がある場合に限り、行われるものとします。また、契約者において、本サービスの利用による対象口座等の解約に関連して利息計算書および手数料領収書(以下併せて「利息計算書等」といいます)の発行を希望する場合には、当該解約を依頼するに際して当該希望の有無の入力を行うものとします(対象口座に関する変更等の届出を行わなかった等により契約者において利息計算書等を受領できなかったとしても、再発行はできません)。

(3)利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

(4)サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第2条 本サービスの利用

(1)利用資格

	本サービスは、本利用資格保有者のみ利用可能です。本サービスは無償で利用できるものとします。 (2)利用者の権限設定 本サービスは、管理専用 ID ならびに本サービスの利用にかかる当行所定の権限(以下、管理専用 ID に付帯する本サービスの利用にかかる権限を含め、「本利用権限」といいます)が設定された管理専用 ID(副)および利用者 ID(それら ID には、自動的に本利用権限が設定されていることがあります)を通じてのみ利用することができるものとし、本サービスを利用させる管理専用 ID(副)および利用者 ID に関しては、契約者は、自動的に本利用権限が設定されている場合を除き、本サービスの利用に先立って、それら ID 毎に当行所定の方法で本利用権限を設定するものとします。 (3)利用方法 契約者は、対象口座等を一括して解約することを希望する場合、本利用権限のある ID を通じて、当行所定のインターネットサイト上で、対象口座を確認の上、対象口座にかかる残高等の振込先として指定する預貯金口座(以下「残高等振込先口座」といいます)の情報、対象口座等にかかる利息計算書等の発行希望の有無その他の当行所定の情報を入力する等当行所定の手続(利用者 ID を通じて行う場合における管理専用 ID または管理専用 ID(副)を通じた承認のための手続を含みます)を実施してその解約を依頼するものとします。当行は、当行所定の確認を行った上で当該依頼を受け付けることとする場合(前記第2条(1)に定める利用資格その他の同条所定の条件を充足する場合でも、当行は当該依頼を受け付けないことがあります)には、当行所定の対象口座等の解約手続を実施した上で前記第1条(2)に従って残高等の振込を行うものとします。 (4)利用口座 本サービスを利用可能な口座(以下「対象口座」といいます)は、契約者の ValueDoor 申込代表口座および ValueDoor 申込代表口座と同一支店に同一名義にて開設された普通預金口座、外貨普通預金口座その他の当行所定の預金口座とします。なお、本サービスは、当行が別途認める場合を除いて、対象口座とともにそれら口座に付帯する当行所定のサービス(原則と
--	--

して対象口座に付帯して当行が提供するサービスの一切が対象です。以下対象口座と併せて「対象口座等」といいます)を一括して解約することのみ依頼することができるものであり、それらサービスの一部を解約対象から除外することはできません。

第3条 本人確認

本サービスの利用に関する本人確認手段・方法は、「ValueDoor 利用規定」に定める当行所定の本人確認手段・方法が適用されるものとします。

第4条 免責事項

契約者は、本サービスを利用させる管理専用 ID (副) および利用者 ID 毎に本利用権限を適切に設定するものとします。契約者が本利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第5条 サービスの停止・廃止

- (1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。
- (2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第6条 ValueDoor の利用停止等による効果

- (1) 本サービスは、ValueDoor の基本サービスです。契約者につき「ValueDoor 利用規定」に基づく契約が解約されまたは ValueDoor が休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。
- (2) 前項の本サービスの停止または終了の場合、その原因となる契約の解約等

が当行の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害(停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます)については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第7条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、「ValueDoor 利用規定」により取り扱います。

第8条 規定の変更等

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。